

2026年4月28日

受益者の皆さまへ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド
信託約款の変更予定にかかるお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド」（以下「本ファンド」といいます。）は、1998年12月4日の設定以来、27年以上にわたり、日本を含む世界の高格付け債券を中心に分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ってまいりました。

しかしながら、2026年3月31日現在、本ファンドの純資産総額は約42億円に減少しており、運用の基本方針にしたがった運用を継続することが著しく困難な資産規模となっております。本ファンドの運用の基本方針にしたがい効率的に投資ポートフォリオを維持するためには、現時点の市場環境において、5,000万米ドル（約80億円）程度の純資産総額が必要と判断しております。

こうした状況を踏まえ、弊社といたしましては、運用の基本方針等を変更し、主要投資対象を運用の継続に問題のない資産規模のマザーファンドに変更することで、本ファンドの存続を図ることが受益者の利益に資するものと判断をいたしました。なお、本変更は、本ファンドの基本的な性格を変更させることとなるため、信託約款の重大な変更該当するとの判断をしております。

つきましては、2026年7月11日（土）をもって本ファンドの信託約款の重大な変更を実施することを予定しておりますのでお知らせ申し上げます。詳細につきましては、下記をご覧ください。

この信託約款の重大な変更にご異議のある受益者の方は、下記の方法により、2026年6月15日（月）までに弊社にお申し出くださいますようお願いいたします。ご異議のない受益者の方におかれましては、手続きの必要はございません。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【ご案内】

「モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド」の信託約款の重大な変更に関する手続きのご案内です。

【信託約款の主な変更内容および理由】

① 運用の基本方針の変更【重大な変更】

本ファンドの純資産総額の減少により、運用の基本方針にしたがった運用を継続することが著しく困難な状況となっていることから、本ファンドの主要投資対象を、運用の継続に問題のない資産規模を有する「外国債券コア・マザーファンド」に変更することで、本ファンドの存続を図るものとします。

主要投資対象を「外国債券コア・マザーファンド」へと変更することにより、運用の基本方針を「信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行う」ものから「安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行う」ものに変更し、実質的投資対象から日本の債券を除きます。かかる変更後の運用の基本方針は、外国債券運用の実態により即したものと判断しており、本ファンドのリスクレベルが特段変更されるわけではありません。また、ベンチマークを「ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）」から「ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（除く日本、円ヘッジベース）」に変更し、投資対象となる債券の格付けにかかる制約は廃止します。

これらの変更により、運用の柔軟性を向上させるとともに信託報酬を引き下げ（下記⑤）ることで運用成果の改善を図り、長期的により安定した資産規模のもと継続的に受益者の皆さまに投資機会をご提供することが可能となることから、受益者の皆さまの利益に資するものと考えております。変更内容につきましては、後記「本ファンドの主な変更内容」もご覧ください。

② 信託の終了（繰上償還）にかかる規定の変更【重大な変更】

本ファンドの信託約款において、委託会社が信託契約の解約を行うことができる基準を「受益権口数（50億口）」と定めておりましたが、運用上の管理においては受益権口数よりもファンドの純資産総額が判断基準となるため、ファンド設定時の受益権1口当たりの信託の元本の額に当該受益権口数を乗じて算定した額である「純資産総額（50億円）」に変更します。

③ 適用する信託法の変更【重大な変更】

本ファンドを旧信託法（信託法（大正11年法律第62号））の適用を受けるものから新信託法（信託法（平成18年法律第108号））の適用を受けるものに変更します。この変更により、重大な信託約款の変更等における受益者の権利行使の手続きが合理化され、手続きの複雑性および受益者の事務負担が軽減されます。

④ 名称の変更

上記①の運用の基本方針およびマザーファンドの変更に伴い、本ファンドの名称を「GS 外国債券コア・ファンド」に変更します。

⑤ 信託報酬の引き下げ

上記①の運用の基本方針およびマザーファンドの変更に伴い、信託報酬を純資産総額に対して「年率 1.155%（税抜年率 1.05%）」から「年率 0.638%（税抜年率 0.58%）」に引き下げます。くわしくは、後記「本ファンドの主な変更内容」をご覧ください。

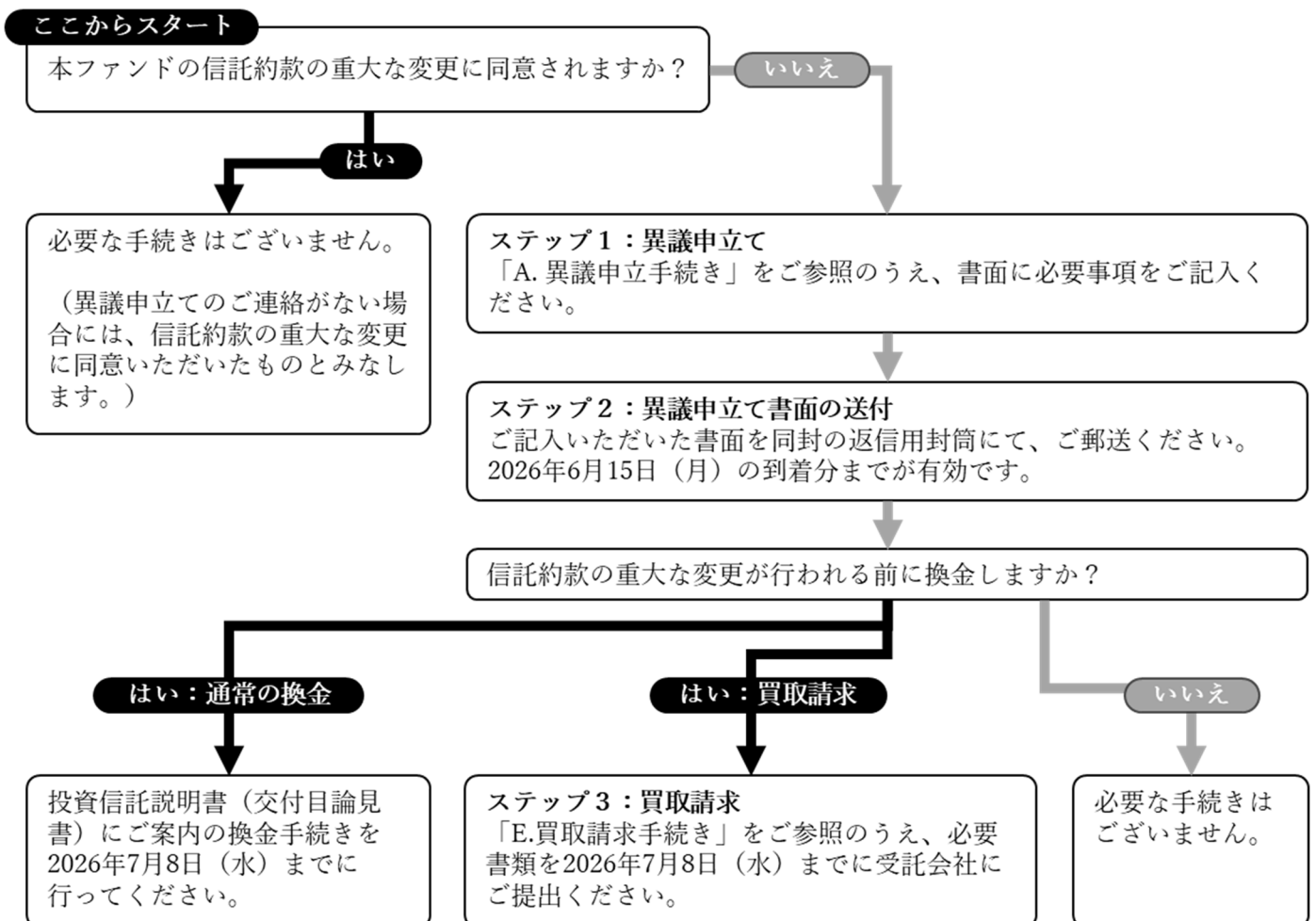
⑥ 文言の整備等

弊社を委託者とする他の信託約款の記載と平仄を揃えるための変更を行います。

※上記④～⑥の変更は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める信託約款の重大な内容の変更には該当しないため、異議申立ての対象ではございません。また、委託会社の判断により上記変更を行わない、または変更の内容が修正される場合があります。なお、異議申立手続きの結果、約款変更が成立した場合は、モナリザ世界債券マザーファンドは償還となります。

【手続きについて】

「モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド」の信託約款の重大な変更について、賛成または反対をご判断ください。以下のフローチャートに沿って、手続きをお願いいたします。



A. 異議申立手続き

ステップ1：以下の①から⑧の項目を書面にご記入・ご捺印ください。

- ① 異議申立ての日付（異議申立書の発信日）
- ② 販売会社にご登録のお名前とご住所
- ③ ご連絡先電話番号
- ④ ファンド名称「モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド」
- ⑤ 受益権を保有している販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号
- ⑥ 保有されている受益権口数（2026年4月28日（火）現在の口数。ご不明な場合はお取扱い販売会社にお問い合わせください。）
- ⑦ 信託約款の重大な変更について反対する旨（例:「上記ファンドについて、信託約款の重大な変更
に異議を申し立てます。」）
- ⑧ ご署名とご捺印

ステップ2：ステップ1でご記入・ご捺印いただいた書面を同封の返信用封筒に入れてご郵送ください。

B. 異議申立手続きの日程

基準日（受益者の確定）：	2026年4月28日（火）
新聞公告（日本経済新聞朝刊に掲載）	2026年4月28日（火）
異議申立期間：	2026年4月28日（火）から2026年6月15日（月）まで
信託約款の重大な変更の可否決定：	2026年6月16日（火）
買取請求期間：	2026年6月19日（金）から2026年7月8日（水）まで
信託約款の重大な変更の適用日：	2026年7月11日（土）

C. 異議申立手続きの概要

- 本ファンドの異議申立ての対象は、2026年4月28日（火）（基準日）時点の受益者の皆さまです。2026年4月24日（金）までの取得のお申込みが対象となり、2026年4月25日（土）以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益権につきましては上記の異議を申し立てることはできません。
- 異議申立期間中に異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、基準日時点の本ファンドの受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、2026年7月11日（土）が信託約款の変更適用日となります。
- かかる合計口数が基準日時点の本ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託約款の変更は行いません。この場合、異議申立期間終了後、速やかに信託約款の変更を行わない旨を日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。
- 異議申立ての結果、信託約款を変更しないこととなった場合におきましても、本ファンドの資産規模の状況等により、運用方針に従った運用ができず、やむを得ずキャッシュ運用等に移行する可能性がありますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

D. 異議申立手続きに関するご留意事項

- 2026年6月15日(月)弊社到着分までが有効となります。
- 信託約款の重大な変更にご同意いただける場合、異議申立ての手続きは不要です。
- 異議申立てをされた受益者の皆さまは、弊社と販売会社との間で受益者に関する情報を共有することにご同意いただいたものとしします。
- 異議申立てをされた場合、弊社は販売会社に対し、受益権口数等、正確性を期するための確認を行います。
- 口座所属店名や投資信託口座番号の記入がない場合、お名前やご住所が販売会社に登録されているものと異なる場合等、記入内容に不備等がある場合や個人情報の取扱いにご同意いただけない場合には、異議申立てが無効となる場合があります。
- 必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

E. 買取請求手続き

ステップ3：

- 信託約款の重大な変更が決定した場合、異議申立てをされた受益者の皆さまは、本ファンドの受託会社に対して保有されている受益権について、買取請求を行うことができます。
- 異議申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。異議申立受付期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り、本ファンドのご購入およびご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。
- 買取請求は2026年6月19日(金)から2026年7月8日(水)までの期間のみの受付となります。
- 買取請求を行う受益者は、必要書類をご準備いただきご郵送いただくこととなります。
- 信託約款の重大な変更の決定後、弊社より異議申立てをされた受益者の皆さまに「信託約款の重大な変更に係る買取請求受付開始のお知らせ」を郵送いたしますので、くわしくはこの書面にてご確認ください。

【よくあるご質問】

Q1：異議申立てとは何ですか？

- 投資信託において信託約款の重大な変更や繰上償還を行う場合に、受益者の賛否を問う制度が投資信託及び投資法人に関する法律（投信法）で設けられています。受益者は保有する受益権の口数に応じて異議申し立てをすることで反対の意思表示することができます。
- 異議申立期間は、1か月以上とすることが投信法および本ファンドの信託約款に規定されております。
- 本ファンドの異議申立期間は、2026年4月28日（火）から2026年6月15日（月）までです。

Q2：信託約款の重大な変更はどのように決定されますか？

- 異議を申し立てられた方が2026年4月28日（火）時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託約款の重大な変更は行いません。異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が、上記時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合には信託約款の重大な変更を行います。
- 信託約款の重大な変更を行う場合には、2026年7月11日（土）が変更の適用日です。

Q3：信託約款の重大な変更の決定は通知されますか？

- 信託約款の重大な変更の可否決定は2026年6月16日（火）に行われます。
- 信託約款の重大な変更を行わない場合は、2026年6月16日（火）以降、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。
- いずれの場合も、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（株）のウェブサイトにご案内を掲載する予定です。

Q4：信託約款の重大な変更が決定した場合、運用はどのように変更されますか？

- 信託約款の重大な変更が決定した場合は、現在の投資方針にしたがった運用は2026年7月10日（金）まで継続し、2026年7月13日（月）から変更後の投資方針に移行する予定です。この際、数日間、債券への投資が行われない期間が生じることとなります。
- 変更後の投資方針への移行は2026年7月17日（金）ごろに概ね完了する見通しです。

Q5：購入・換金ができない期間はありますか？

- 異議申立期間中および買取請求期間も通常通り、ご購入・ご換金のお申し込みが可能です（申込不可日を除きます。）

Q6：信託約款の重大な変更によって、何か費用は発生しますか？

- 直接的に受益者の皆さまに負担をお願いする費用はございません。
- 信託約款の重大な変更が適用されたのちに、本ファンドは現行の投資先である「モナリザ世界債券マザーファンド」を売却し、「外国債券コア・マザーファンド」を購入することとなります。この一連の移行にあたり、両マザーファンドにおいて債券等の売買にかかる取引費用が発生し、受益者の皆さまの間接的な負担となります。
- なお、債券等の売買にかかる取引費用は、通常の運用においても発生します。

以上

その他、本状に関しましてご不明な点は以下の窓口までお問い合わせください。

**モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド：
信託約款の重大な変更についてのお問い合わせ専用窓口**

フリーダイヤル：0120-331-376

2026年4月28日～2026年7月10日

土日祝日を除く午前9時～午後5時

〒105-5543 東京都港区虎ノ門2-6-1 虎ノ門ヒルズステーションタワー
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
ファンド顧客サービス部

【ご参考：本ファンドの主な変更内容】

A. ファンドの名称等の変更

	変更前	変更後
ファンド名称	モナリザ ゴールドマン・サックス世界債券ファンド	GS 外国債券コア・ファンド
日経新聞掲載略称	モナリザ	外債コア

B. ファンドの目的・特色・投資対象等の変更

項目	変更前	変更後
1 ファンドの目的	日本を含む世界の <u>高格付け債券</u> を中心に分散投資を行い、 <u>信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用</u> を行います。	日本を除く世界の <u>各国の債券</u> に幅広く分散投資を行い、 <u>安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用</u> を行います。
2 ファンドの特色	<ol style="list-style-type: none"> 主として日本を含む世界の<u>投資適格債券</u>に投資します。 ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとし、<u>長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。</u> 外貨建資産については、<u>対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。</u> 付加価値の獲得を目的に、<u>通貨のアクティブ運用</u>を行います。 	<ol style="list-style-type: none"> 主として日本を除く世界の<u>債券</u>に幅広く分散投資を行います。 ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（<u>除く日本、円ヘッジベース</u>）をベンチマークとし、<u>長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。</u> 外貨建資産については、<u>対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。</u> 付加価値の獲得を目的に、<u>通貨のアクティブ運用</u>を行います。
3 ファンドの主要投資対象	本ファンドは、世界の <u>国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）</u> を主要投資対象とします。	本ファンドは、世界の <u>国債、国際機関債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券、アセットバック証券</u> を主要投資対象とします。
4 高格付け債券への投資	投資対象となる債券の格付けは、 <u>組入れ時においてトリプル B 格(トリプル B マイナス格も含まれます。)</u> 相当以上の銘柄とします。また、 <u>原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブル A 格(ダブル A マイナス格も含まれます。)</u> 相当以上に維持するように運用します。	<債券の格付けにかかる制約は撤廃します。>

項目	変更前	変更後
5 商品分類	追加型/内外/債券	追加型/海外/債券
6 属性区分	その他資産（投資信託証券（債券））/年2回/グローバル（日本を含む）/ファミリーファンド/為替ヘッジあり（部分ヘッジ）	その他資産（投資信託証券（債券））/年2回/グローバル（日本を除く）/ファミリーファンド/為替ヘッジあり（部分ヘッジ）
7 マザーファンド	モナリザ世界債券マザーファンド	外国債券コア・マザーファンド

C. ファンドの費用等の変更

		変更前	変更後
運用管理費用（信託報酬）		純資産総額に対して年率 <u>1.155%</u> （税抜年率 <u>1.05%</u> ）	純資産総額に対して年率 <u>0.638%</u> （税抜年率 <u>0.58%</u> ）
内 訳	委託会社	年率 <u>0.55%</u> （税抜年率 <u>0.5%</u> ）	年率 <u>0.33%</u> （税抜年率 <u>0.3%</u> ）
	販売会社	年率 <u>0.55%</u> （税抜年率 <u>0.5%</u> ）	年率 <u>0.275%</u> （税抜年率 <u>0.25%</u> ）
	受託会社	年率 <u>0.055%</u> （税抜年率 <u>0.05%</u> ）	年率 <u>0.033%</u> （税抜年率 <u>0.03%</u> ）

D. その他の諸要件の変更

	変更前	変更後
ファンド形態	株式投資信託／公募／自動けいぞく投資専用	株式投資信託／公募／自動けいぞく投資可能
大口解約の制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、 <u>1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。</u>	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金 <u>申込み</u> に制限を設ける場合があります。

【ご参考：変更後のファンドの特色】

ファンドの特色

ファンドのポイント

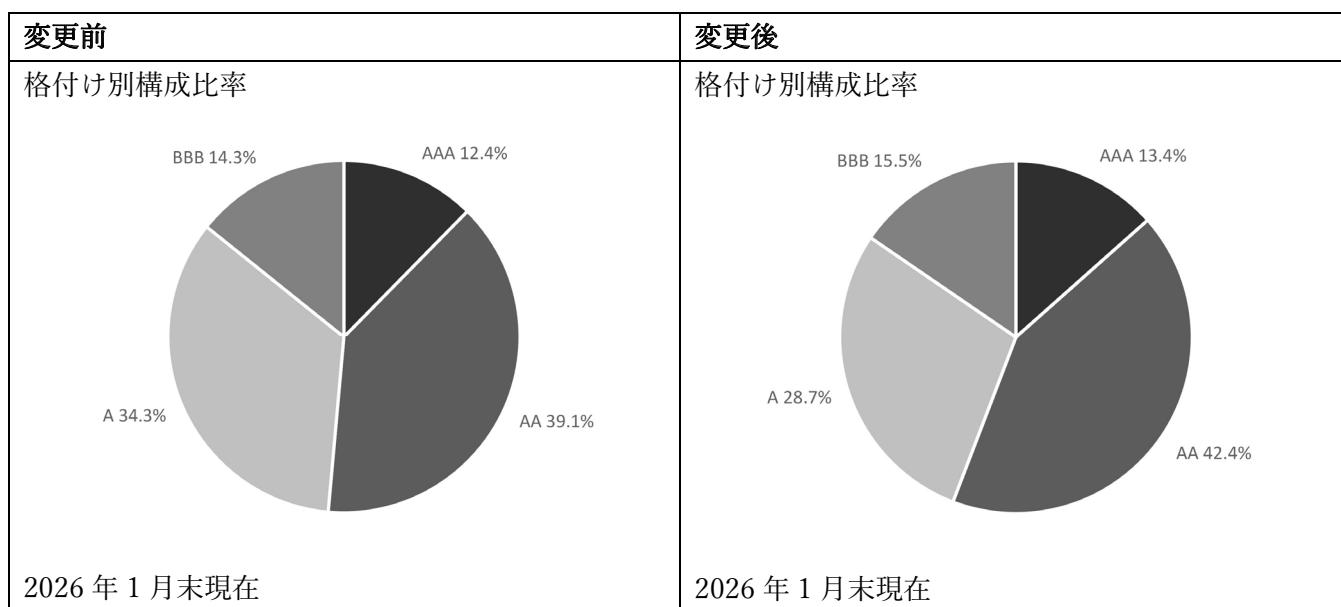
1. 主として日本を除く世界各国の債券に幅広く分散投資を行います。
2. ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス (除く日本、円ヘッジベース) をベンチマーク*とし、長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。
3. 外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。
4. 付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を行います。

*ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。
為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

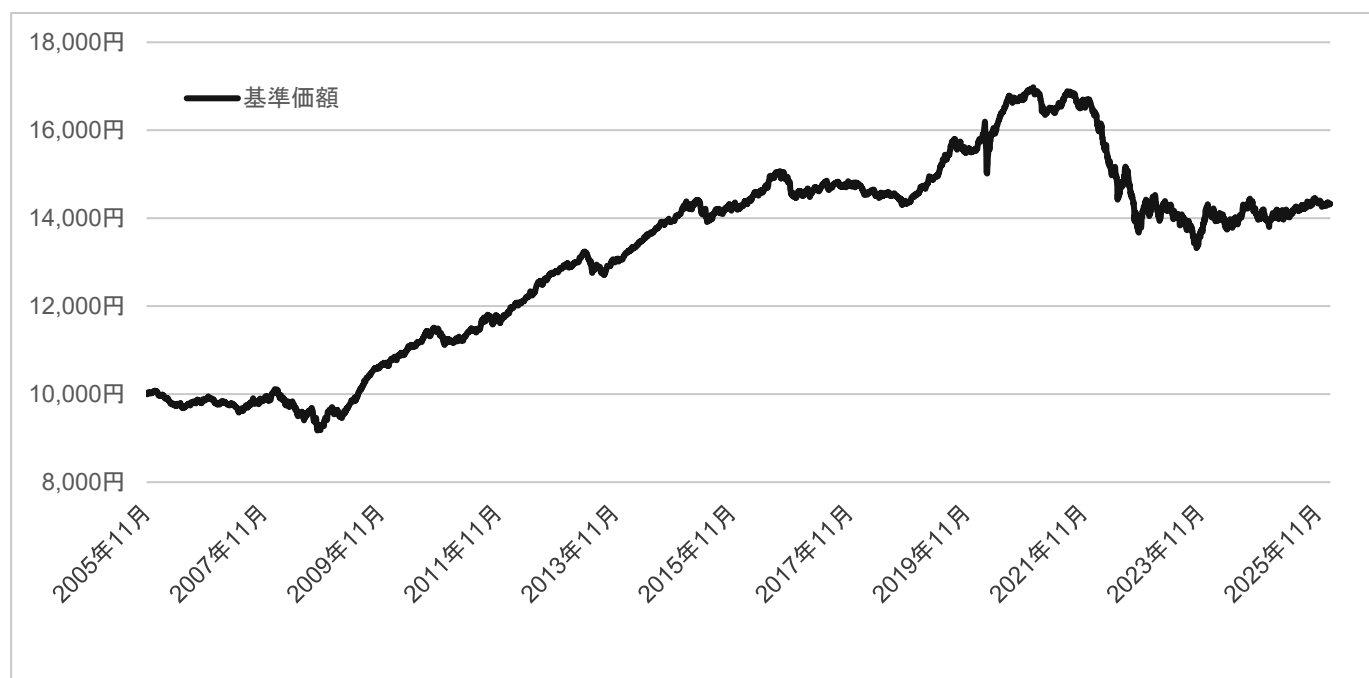
【ご参考：変更前・変更後のベンチマークの概要】

変更前	変更後																																
ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス (円ヘッジベース)	ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス (除く日本、円ヘッジベース)																																
<p>国別構成比率</p> <table border="1"> <caption>変更前の国別構成比率</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国</td> <td>40.3%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>10.3%</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>8.3%</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26.5%</td> </tr> </tbody> </table>	国	比率	米国	40.3%	中国	10.3%	日本	8.3%	フランス	5.3%	ドイツ	4.9%	英国	4.4%	その他	26.5%	<p>国別構成比率</p> <table border="1"> <caption>変更後の国別構成比率</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米国</td> <td>43.7%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>25.3%</td> </tr> </tbody> </table>	国	比率	米国	43.7%	中国	11.2%	フランス	5.7%	ドイツ	5.3%	英国	4.8%	カナダ	3.9%	その他	25.3%
国	比率																																
米国	40.3%																																
中国	10.3%																																
日本	8.3%																																
フランス	5.3%																																
ドイツ	4.9%																																
英国	4.4%																																
その他	26.5%																																
国	比率																																
米国	43.7%																																
中国	11.2%																																
フランス	5.7%																																
ドイツ	5.3%																																
英国	4.8%																																
カナダ	3.9%																																
その他	25.3%																																



【ご参考：外国債券コア・マザーファンドの基準価額の推移】

設定来（2005年11月15日～2026年1月30日）



2026年1月30日時点の基準価額 14,330円

2026年1月30日時点の純資産総額：249億円

*上記は「外国債券コア・マザーファンド」の実績です。マザーファンドにおいては、信託報酬および信託事務の諸費用の負担がないことにつき、ご注意ください。また、上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。